

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和2年度第4回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和3年 1月27日(水曜日) 午後1時30分～午後4時10分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 桑原 菜津子 藤巻 眞理子 今川 夏如 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	岩崎 万智子 齋藤 幸枝
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について(保育所運営事務) (2) 電子計算機の結合について(埼玉県市町村電子申請共同システム・税務証明等交付手続等の電子化) (3) 特定個人情報保護評価書について(地方税賦課徴収に関する事務) (4) 電子計算機の結合について(埼玉県市町村電子申請共同システム・意見照会漏れとなった案件等について) (5) 要配慮個人情報の収集について(本庁舎駐車場使用許可) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

## 会 議 録

会 議 名：令和2年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和3年1月27日（水）

開催時間：午後1時30分から午後4時10分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子  
岩崎 万智子（欠席） 桑原 菜津子  
藤巻 真理子 今川 夏如  
齋藤 幸枝（欠席） 田中 孝之  
谷崎 美智子 野辺 明子

### 議 題

#### 【議案】

- (1) 議案第 7 号 電子計算機の結合について（保育所運営事務）
- (2) 議案第 8 号 電子計算機の結合について（埼玉县市町村電子申請共同システム・税務証明等交付手続等の電子化）
- (3) 議案第 9 号 特定個人情報保護評価書について（地方税賦課徴収に関する事務）
- (4) 議案第10号 電子計算機の結合について（埼玉县市町村電子申請共同システム・意見照会漏れとなった案件等について）
- (5) 議案第11号 要配慮個人情報の収集について（本庁舎駐車場使用許可）

#### 【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長	穂刈 浩（欠席）
総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長	徳永 康洋
総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長	堀切 昇
総務局総務部行政透明推進課 主査	木村 ひさえ
総務局総務部行政透明推進課 主任	豊田 康平

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日は御多用のところ、また緊急事態宣言の中、委員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>今年に入りまして初めての審議会ということでございますので、挨拶が遅れましたが、今年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、岩崎委員、齋藤委員から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>本日の定足数ですが、定員10名のところ8名が出席となりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日は傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。</p> <p>初めに、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、「令和3年度さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催日程表（案）」でございます。議案審議終了後、令和3年度審議会日程の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。次に、「個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について」でございます。これは前回の審議会での指摘事項を受けまして、内容を修正したものとなります。後ほど説明させていただきます。</p> <p>また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第7号に係る「電子計算機結合に関する意見照会書」、議案第8号に係る「電子計算機結合に関する意見照会書」、議案第9号に係る「個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）」、議案第10号に係る「電子計算機結合に関する意見照会書」、議案第11号に係る「要配慮個人情報の収集に関する意見照会書」がございます。</p> <p>資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、予備がございますので、お申出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の議案は5件となります。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項により会長が議長となることと規定しておりますので、馬橋会長、よろしくお願いいたします。</p>

---

## 2 議 題

### 議案第 7 号 電子計算機の結合について（保育所運営事務）

---

議長 どうもお忙しい中、御苦労さまでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず議題に入ってまいります。

議案第 7 号の保育所運営事務における電子計算機結合についての審議を行うことといたします。

それでは、担当者をお願いいたします。

〔実施機関（保育課）入室〕

議長 それでは、出席いただいた方のお名前をおっしゃっていただきたいと思います。

実施機関 保育課長の中根と申します。よろしく願いいたします。

保育課の柴山と申します。よろしく願いいたします。

保育課の傍島と申します。よろしく願いいたします。

保育課の福田と申します。よろしく願いいたします。

議長 御苦労さまでございます。

それでは、資料が来ておりますけれども、御説明を簡単をお願いいたします。

実施機関 それでは、保育所運営事務に係る電子計算機の結合について御説明をさせていただきます。

まず初めに、当案件の概要を説明いたします。市内にある公立保育所 61 園全てにおいて、保育士の業務負担軽減や保護者の利便性向上を図るため、保育に関する業務の ICT 化を行う保育業務支援システムを今年度中に導入いたします。システム利用に当たり、市以外の者と通信回線による電子計算機の結合を行う必要があるため、さいたま市個人情報保護条例第 8 条第 2 号の規定に基づいて、貴審議会の御意見を求めるものでございます。

それでは、次に資料の 1 ページになりますが、1 ページの「2. 保育業務支援システムの具体的な機能について」から御説明をさせていただきます。具体的な機能については、主に 3 つございます。1 つ目といたしましては、帳票管理機能があります。これまで手書きで対応していた保育の指導計画や、毎日記入する保育日誌、連絡帳など、数多くの帳票についてシステム入力ができるようになります。

2 つ目といたしまして、登降園管理機能があります。登降園の際に保護者が QR コードを読み取ることで、登降園の記録が自動的にできるようになります。この機能により、これまで保育士が出欠席人数を手計算していたものが自動計算となります。保護者においても、これまで毎日登降園記録表に記載をいただいた手間が不要となるというこ

とになります。

3つ目といたしましては、2ページ目の上段になりますが、保護者との連絡機能があります。これまでは電話連絡で行っていた児童の遅刻や欠席の連絡などの事務連絡が、システム上で公立保育所に連絡することができるようになります。また、これまで手紙などで周知していた保育園からの連絡につきましても、システム上で送信することができるようになります。その際、保護者の未読・既読がシステム上で管理することができるため、効率的かつ確実な連絡が可能となると考えております。

続きまして、2ページの「3. 取り扱う個人情報について」を御説明いたします。システム利用に当たり、入所児童につきましては、氏名、性別、生年月日、血液型、アレルギー情報、住所、保健情報、入所児童の保護者につきましては、氏名、児童との続柄、電話番号、メールアドレス、業務従事者、いわゆる保育士につきましては、氏名、役職、職員番号といった個人情報を取り扱う予定としております。

続きまして、資料3ページの「4. 保育業務支援システムのネットワーク構成図について」を御説明いたします。保育業務支援システムは、外部のデータセンターにあるサーバーを使用した、いわゆるクラウドサービスとなります。さいたま市側につきましては、行政専用のネットワークであるL GWAN回線を使用して結合します。なお、結合に関するセキュリティにつきましては、情報政策部ICT政策担当の承認を受けております。保護者側につきましては、保護者自身のスマートフォン等からインターネット回線を使用して結合いたしますが、HTTPSを用いて暗号化することでデータを保護しております。

データセンター側につきましては、各サーバー間においてファイアウォールを設置することで、外部からの不正アクセスや攻撃を防ぎます。また、個人情報を含む全てのデータは、保育園、保護者共に端末側に保持せず、サーバー上のシステム内で保持するものとなります。

続きまして、資料4ページの「5. セキュリティ対策について」を御説明いたします。ネットワーク部分につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、システム部分から御説明いたします。導入予定のシステムは、地方公共団体情報システム機構の審査を受け、承認されたシステムとなります。地方公共団体情報システム機構について簡単に御説明させていただきますと、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと呼ばれる団体ですが、地方公共団体情報システム機構法に基づき設置された団体で、マイナンバーに関する法律の規定による事務などを地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体の情報推進支援のほかL GWANの管理を行っている団体です。

また、システム利用に対するセキュリティ対策といたしましては、IDとパスワード

を付与する仕組みとしております。その際、保育士は勤務先の保育園と、保護者は子供の情報との紐づけを行うため、勤務先以外の保育園の情報や他者の子供の情報を閲覧することができない仕組みとなっております。

データセンターのセキュリティ対策につきましては、システムと同様にJ-LISの審査を受け、承認されたホスティングサービス事業者が管理、運営するデータセンターを利用いたします。利用するデータセンターは、耐震対策や浸水リスクが少ない立地とともに、24時間以上自家発電可能な電源供給対策、セキュリティの高い入退管理、IT機器の常時監視によるサイバー攻撃対策など様々な安全対策を講じております。

続きまして、資料5ページの「6. 保育業務支援システムの結合先について」を御説明いたします。保育業務支援システムの提供会社、データセンターの提供会社共に、先述のとおりJ-LISに承認を受けた事業者であるほか、地方自治体に対し提供実績がある事業者となります。

次に、「7. 他市の実施状況」ですが、政令市では本市以外ですと、札幌市をはじめとした5市において、公立保育所にシステムを導入しております。政令市以外にも、川口市をはじめとした数多くの自治体で導入をしているところです。ここ数年で導入する自治体が増加しておりますので、今後さらに導入は進んでいくものと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、冒頭に申し上げたとおり今年度内に導入を予定しておりますので、1月から3月にかけて、システムの導入、操作研修や保護者への周知などを実施する予定でおります。

以上が説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

御苦労さまでした。

何か御質問等がございますか。全体的なこと、聞いてみたいことなど、何かございますか。

藤巻委員

資料を見ると、保育園側は保育日誌や連絡帳などの帳票を管理するためにシステムを活用するということですが、そうすると1保育所当たり、ノートパソコンは何台ぐらい配置する予定なのですか。

実施機関

1園当たり概ね4台程度導入を予定しております。大規模園等につきましては、定員が保育園によって違いますので、大きい園についてはもう少し多く配置することも考えられます。

藤巻委員

逆に言うと、手書きだからこそ対処できるものもあって、それを全部パソコンでやるとなると、それぞれのクラスなり保育士に対してパソコンがないと、逆に仕事量が増えてしまうのではないかという気がするのですが。

実施機関

そこは、まず4台から入れさせていただいて、全クラスで使うことができればいいの

ですが、徐々に増やしていくことも考えていますので、最初はクラスごとにやりつつ、パソコンを増やしながらか対応してまいりたいと考えております。

議長 はい。どうぞ。

野辺委員 保育士さんの業務を合理的に簡潔に処理できるように、パソコンその他でデータ化するのには必要だと思っておりますけれども、保育士さんと保護者との連絡でも、そういう機能がだんだんデータ化されるわけですね。中には家庭の事情で、両親ではなく祖父母の世代の人が、保護者として保育園とやり取りをするような御家庭もあると思っております。そうすると、私などは全てが電算化されると、それについていけないという不安を持つのです。そういう保護者の不安への対応というの、この計画の中には配慮されているのでしょうか。

実施機関 今、ほとんどの家庭がスマホをお持ちだと思うのですが、実際には100%というわけではないのです。その場合には、今もやっているように、紙で管理したり、電話で連絡したりするという形で対応させていただくことを考えています。

野辺委員 それはお願いしたいところです。

実施機関 そのような対応は考えているところです。

議長 その他に何かございますか。

どうぞ。

桑原委員 保育園側からすれば、自分のところと関係ある保護者しか、その保育園の個人情報しか見られないということだと思っておりますけれども、保育課では当然全部の保育園の情報、子供の情報を見ることができわけですね。その際にベネッセなどで起こった、個人情報の事務作業などをしていて盗まれるというケースがあったかと思っておりますけれども、そういう市役所側の対策みたいなものというのはどうなのでしょう。USBは絶対差さないとか、そういうレベルではないかもしれないですけれども。

実施機関 基本的には、お話があったUSBなどは、今現在も使用できないようなシステムになっていますので、持ち出しですとか、そういうものは全くできない形になっていますし、保育課の中でも園を統括する業務を行う者というのは限られますので、そういった者のパスワード管理というのをしっかりしまして、誰もが使えるということでもなく、限られた者が使えるという権限管理をしっかり行ってまいります。

桑原委員 あと、導入に当たって、保護者に対して説明されるかと思っておりますけれども、例えば今までの手作業と違って、個人情報としては同じものを取り扱っているということだと思っておりますが、この個人情報がシステムを使用するに当たって、どうやって使われて、どこどこがアクセスできるというのを提示してもらえると、保護者側としては非常に安心するのではないかと思います。よく分からず個人情報を取り扱われることがないよ

うに、ぜひ、毎年入園する時に説明していただきたいと思います。

実施機関 今年度から導入するのですけれども、直近で4月から新しい方も入られるということなので、そのようなケアなどは随時進めていきたいと考えています。

議長 その他に何かございませんか。

市と結合するところは、ここに書いてある株式会社ウェルキッズだけでいいのですか。

実施機関 そうです。その1社だけとなります。

議長 資料の下にあるデータセンターのところは関係ないということでもいいのですか。

実施機関 関係ないといいますか…

議長 市と結合することになるということですが。

実施機関 システムがあるところがデータセンターのサーバー上にあるので、そのデータセンターのところも一応、広い意味では結合しているということになります。

議長 ですから、結合先としてはウェルキッズが運営する保育支援システムということになっているのですが、結合先としてはどこの会社になりますか。その点についてはどうなのですか。

契約はどの会社とするのですか。

実施機関 株式会社ウェルキッズと契約します。

議長 その1社だけですか。

実施機関 はい。

議長 ウェルキッズが使っているのがデータセンターの提供会社ということですか。

実施機関 そうです。

議長 データセンターの提供会社は市の直接の結合先ではないということでもいいのですか。

実施機関 はい、そうです。

議長 実際、このウェルキッズやデータセンターの現場は御覧になっていますか。

実施機関 現場へ行ったりしたことはございません。

議長 それをしなくてどうして安全だと言えるのかなと、不思議なのです。以前にも言ったことがあります、データセンターなどはセキュリティの問題があるので難しいかもしれませんが、実際その会社はどういう会社で、どういう業務をやっているのかということを見てこなかったら、この会社は安全だと言えますか。

実施機関 確かに現場自体は、会社自体の訪問はしていないのですが、もちろん分かり得る範囲で情報収集をした上で、また、選定をするに当たってもその会社についての情報ですとか、現在先に導入されている市町村に対して聞き取り調査など行って、安全面も含めて選定しております。



議長 代表者とは会っていますか。

実施機関 代表者とは会っておりません。担当者になります。

議長 代表者と会うのはそんなに難しいのでしょうか。これだけの個人情報を取り扱うのに、考えが甘いのではないのでしょうか。どんな会社だろうとか、本社へ行って様子を見てくるとか、そうすると会社としてもきちんとやると思うのです。緊張感が全然違うと思うのですよね。紙の上でぽんぽんと判を押していればいいという話ではないと思うのです。以前から、何件かについて指摘しているのですが、どうしてそういう発想がないのかなということが不思議なのですが、どうですか。

実施機関 確かに会社自体を訪問しているわけではないので、御指摘のとおり、その部分としては甘いということなのかもしれませんが、担当者とは複数回、何回もお話をさせていただいております。

議長 会社にはいつでも立入りできるという契約になっているでしょう。

実施機関 はい。そうです。

議長 立入りできる前に、最初に契約するときに立ち合ったほうがいいと思うのですが。

実施機関 緊張感という意味で言うと、おっしゃるとおりだと思いますので、今のところはそういったことはやっていなかったもので、これから契約するに当たって、そういったアドバイスをいただきましたので、会社訪問や体制の確認などもやっていきたいと思います。

議長 他に何かございますか。

藤巻委員 おそらく、これから保護者へ周知しますよね。そのときには保護者というと、保育園の保護者だからかなり若い方だと思います。20代、30代ぐらいですと、やっぱりパソコンとか、そういうことに非常に詳しい方もたくさんいらっしゃると思うので、きちんとそのあたりの説明ができるように、今議長がおっしゃったように、会社を訪問してどういう会社であるとか、そういうことをきちんと調べておかないと、保護者への周知のときに非常に困るのではないかと思うのです。自分の子供の個人情報で、かなり立ち合った、例えば病気があるとか怪我をしたとか、そういう情報も記録の中に入ってくるわけです。本当に核心に触れるような個人情報だとすると、保護者のほうも構えると思うのです。やはり、議長がおっしゃったように、もうちょっと緊張感を持ってやられたほうがいいのではないかと思います。

実施機関 かしこまりました。そういう御意見をいただきましたので、先ほどもお話ししましたが、けれども、会社訪問をさせていただきたいと考えております。

議長 その他に何か、よろしいですか。

はい、どうぞ。

田中委員 一番心配なのは、先ほど議長がおっしゃったように、株式会社ウェルキッズをどうい

うことで信用したのか、あるいは既に信頼関係にあるのか、その辺が一番大きな問題だと思います。資本金300万円、従業員が16名、それから導入実績が墨田区、町田市、前橋市、この程度のデータでもって契約したのですか。私も今までずっと長い間いろんなところでやってきましたけれども、この程度でさいたま市が契約する相手かなと思って心配なのです。それはどういうことでさいたま市を代表する皆さん方が信頼して、ここと契約したということなのか、教えてほしいと思います。

また、他市の実施状況ということで、政令市などいろいろとありますけれども、こういったところはどのようなシステムを導入しているのか、そういったところも調べてあるのですか。その辺も併せて教えてください。一番問題なのは、提携先の信頼関係だと思います。ここからいろいろと個人情報が出るのです。そういったところが本当に信頼できるのかどうか、誰がそれを評価しているのか、市長が評価しているのか。それも併せてどのような経過があって決めたのか、教えていただければありがたいと思います。

議長           これは入札ですか、それとも随意契約ですか。どちらですか。

実施機関       プロポーザル方式で選定しておりまして、契約の方式としてはプロポーザルに基づく随意契約ということになっております。

議長           プロポーザルというのはどういうものですか。

実施機関       プロポーザルは企画提案方式という形で、我々がやってほしい業務の要求水準を示して、その要求水準を満たす業務をできる方が企画提案をします。それから庁内で選定委員会を設けまして、選定委員が企画提案に基づいて、セキュリティやシステムの機能、使い勝手、現場へのフォローの体制などについて総合的に点数をつけて判断するというやり方になっております。

議長           みんなが提案を出すわけですね。そうすると、それについて点数をつけていく。そこには値段も入りますよね。値段も一つの要素でしょう。

実施機関       今回は提案の中身を評価しますので、枠内の金額であれば、値段は評価の要素になっていません。

議長           評価の要素にはしないということですか。

実施機関       はい、値段は評価しない方式でやっています。

議長           株式会社ウェルキッズが一番良かったということですね。

実施機関       そうです。最優秀になっております。今回、この企画提案で3者から応募がありまして、その中で企画提案をした中で一番良い評価をされた事業者ということになります。

議長           どのような点が良かったのでしょうか。

実施機関       評価された点としましては、この会社の所在地は東京都港区にあるのですけれども、

サポートセンターが大宮のほうにもあります。今回の企画提案に当たって、システムの機能は3者ともなかなか甲乙つけがたいのですけれども、どれだけ現場に対してフォローしていただけるかというところが評価されています。特に保育業務ですと、なかなか保育士の中にはシステムが得意ではない方も結構多いので、いかに現場に来てフォローして教えてくれるか、困ったときに相談に乗ってくれるかというところが、一番フットワークがよくて、そういったところをフォローしていただけるということで、総体的にここが評価が一番高かったという形になります。

田中委員　　そういうノウハウが優れていたということですか。

実施機関　　そうです。全体的に見てはいますけれども、特に一番評価された点はその部分ということになっております。

田中委員　　このシステムは、そんなに特殊なシステムではないでしょう。

実施機関　　システムの中身としては、3者ともある程度しっかりしたシステムで、やはりどこも自治体などの導入実績がありまして、そういったところではなかなか甲乙をつけがたくて、そのところは3者とも評価が良かったのですが、さいたま市の保育園に導入することに対して、さいたま市にどれぐらい合わせてやってくれるかというところについて、非常にここはフットワークよく対応していただけるということで、最優秀に選定されたということでもあります。

田中委員　　市内でこの事業者を使っている例はあるのですか。

実施機関　　さいたま市内では、私立の保育園でも導入しているようです。

田中委員　　市役所の他の部署でこの事業者を使っているところはありますか。

実施機関　　ウェルキッズという会社の名前ではないのですけれども、関連会社で、保健所のシステムを納入しているというお話は聞いています。

ウェルキッズというのは保育のシステムの会社なので、今申し上げた関連会社については、市の施設でも使っているということです。あとは民間の保育園ということになります。

田中委員　　私が心配しているのは、要するに何でもそうなのですが、バックアップ体制ができていないとか、あるいは漏えいを起こさないとか、そういったことについて本当に信用できるのかということです。信用しても、明日からその会社は無いですよと言われても困るのです。普通ですと割と大きなシステム会社の傘下にあるとか、そういう資本の下にある子会社がやっているとか、そういうような裏づけがきちんとしている会社が多いのです。今の話ではないけれども、この会社は東京都内にあるにしても、センタービルの10階のどこかに16人勤めているだけではないですか。私はその辺が一番心配なので、ぜひこれからも業務をよく見ていただければありがたいと思います。

議長 委員の皆さん、そういう意見がありますので。  
これは保育園だけがつなげばいいのですか。市役所はどこどこがつながるのですか。

実施機関 市役所の保育課と、あとは市内の公立保育園です。

議長 実際に実施するのはそこだけでいいのですね。他とはつながらないということでしょうか。

実施機関 そうです。

議長 ということだそうですねけれども、いかがでしょうか。

先程の点は意見として答申書につけることはしませんが、よく確認しておいてください。

それでは、結合することについては同意するというところでよろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、そういうことで了承することといたします。

どうもありがとうございました。

実施機関 ありがとうございました。

〔実施機関（保育課）退室〕

---

議案第 8 号 電子計算機の結合について（埼玉県市町村電子申請共同システム・税務証明等交付手続等の電子化）

---

議長 では、続きまして議案第 8 号をお願いいたします。

〔実施機関（情報政策部情報システム担当、税制課、市民税課、区政推進部）入室〕

議長 よろしいですか。

主に御説明される方というか、前の方だけで結構ですねけれども、御所属とお名前をお願いいたします。

実施機関 情報政策部副参事の鈴木と申します。よろしくをお願いいたします。

同じく情報政策部の橋本と申します。よろしくをお願いいたします。

税制課の須田と申します。よろしくをお願いいたします。

税制課の本田と申します。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、御説明をお願いいたします。

実施機関 本題に入ります前に、まず埼玉県市町村電子申請共同システムとはどういうものかといったような概要につきまして、簡単に説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

埼玉県市町村電子申請共同システムというのは、行政サービスの向上及び行政運営

の高度化・効率化を図ることを目的としまして、現在は埼玉県及び県内の自治体59市町村で構成されております埼玉県市町村電子申請共同運営協議会によりまして、平成17年8月から運営されておりました、さいたま市は平成19年1月より参加しています。システム本体の契約につきましては、埼玉県が一括して行いまして、さいたま市をはじめとする県内各自治体は埼玉県と協定を結ぶ形でシステムを利用しているところで

す。

システムの機能としましては、窓口や郵送によって行っていた例えば印鑑登録証明書の交付請求や水道の使用開始届などといった各種申請や届出を、申請者のパソコンやスマートフォンで行うことができるといったものでございます。窓口や郵送での申請とは異なり、24時間、365日いつでも市民の方が申請をすることができまして、市民サービスの向上や、郵送に伴うコストの削減といった面におきましても、利点があるサービスと考えております。

また、セキュリティ面につきましても、インターネットを利用した通信を安全に行うため、申請書等のデータの送受信につきましては暗号化通信を行っているほか、不正アクセスの排除、データの改ざん防止やウイルス対策など、万全なセキュリティ対策を取っております。また、データを保管するデータセンターは、入館に生体認証を必要とするなど強固なセキュリティ対策を実施しております、申請いただいたデータの受理につきましては、LGWANという行政専用のネットワークを使用しているところで

す。

以上で、簡単ではございますけれども、電子申請のシステムの概要についての説明を終わりたいと思います。

続きまして、本題の説明につきましては、業務の主管課である税務部税制課より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

実施機関

それでは、引き続きまして税制課の須田と申します。よろしく願いいたします。

ただいま説明があったところの具体的な業務について、資料を基に説明させていただきたいと思います。業務は大きく分けて4点ございまして、まず1点目、追加したい業務としては住民票や税証明書の交付請求、2点目は原動機付自転車のナンバープレート、3点目は市・県民税の申告書、4点目は送付先の変更届となっております。

それでは、資料を御覧いただければと思います。資料をめくると表になっているページがありますが、電子申請共同システムで、今回追加となる取扱い手続の一覧でございます。今回追加を予定しているのは全部で19点でございます。所管課といたしましては、税制課、区制推進部、市民税課と分かれております。この表の一番右に変更点を記載しています。8から12までが住民票関係で、こちらは既に電子申請の手

続は開始しているのですが、電子収納業務を新たに追加したいとするもの、その他、1から7と13から19については、新規で追加となる手続ということになります。

では、続きまして詳細について説明したいと思います。タイトルが「税証明交付手続の電子化」とあるページをお願いいたします。それでは、1枚めくっていただいて、2ページになっているかと思いますが、この部分は、電子申請・届出サービスの概要を書いております。これは先ほど情報政策部から説明がありましたので、このページは割愛させていただきます。

続きまして、次のページをお願いいたします。今回、この電子申請・届出サービスにより利用可能な手続として追加を予定しております税証明等の交付手続の概要でございます。税証明書は、所得や固定資産の価格など課税標準や納税の事実を証明するもので、地方税法上の位置づけがある一部の証明書を除いては、地方自治法上の自治事務として交付しております。

こちらの税証明書は、正確には33種類あるのですが、主な証明書として、3点の証明書を挙げております。1点目は、一番なじみが深いかと思いますが、前年の所得等を証明する所得・課税の証明書、この証明書の令和元年度の発行実績数としては、約18万件でございます。2点目は、固定資産の価格等を証明する公租・評価証明書で、こちらの発行実績数は約9万件で、この証明書は、現在コンビニエンスストアでは発行できないことになっております。3点目が納税額を証明する納税証明書、こちらが令和元年度実績で約3万件でございます。後ほど戸籍・住民票についても説明しますが、こちらは請求件数が多い証明書ということでございます。

こちらのページの左下でございますが、これは税証明書交付件数の推移でございますが、平成29年度は約37万7,000件で、令和元年度は約30万件と減少しておりますが、これは情報提供ネットワークシステムという地方公共団体間をネットワークで結ぶシステムがあり、このシステムが稼働しまして、例えば賦課期日にさいたま市にいた方が他の市へ転出して、その自治体において国民健康保険で所得の照会をしたいときには、こちらのシステムを使うので、証明書を添付しなくてもよくなったということが減少の理由と考えられます。

右下の図でございますが、こちらはコンビニエンスストアにける交付件数の推移でございます。通常発行手数料が窓口に来ると300円なのですが、コンビニでは200円ということになっております。また、お住まいの近くにありまして、受付時間も区役所等より長いので、毎年順調に伸びてはいるのですが、対応できる証明書が限られていることと、本市から転出してしまうと発行できないので、普及率としては約3%にとどまっているところでございます。

では、次のページをお願いいたします。戸籍証明書等の概要でございます。現在、住民票等は電子申請システムを使って請求受付をしているところですが、郵送で請求を受けております戸籍証明や身分証明、独身証明書の請求についても電子化の対象としたいというところがございます。

表を御覧いただきますと、一番上の戸籍証明書につきましては、令和元年度の発行実績数は約29万件でございます。コンビニエンスストアですが、こちらはさいたま市民のみとなっております。本市に本籍を有しております市外在住者というのは、コンビニ交付サービスでは取得できないという課題がございましたが、この電子申請サービスを利用することで、さいたま市の区役所等へわざわざおいでいただかなくても取得できるというような手続を追加するものでございます。

次にあります身分証明書でございますが、これは後見登記や破産の通知などを受けていないことの証明で、その下にございます独身証明書は、結婚相談所などへの登録に必要な独身であることの証明書で、令和元年度はそれぞれ1万件ほど発行させていただいております。こちらのほうは、コンビニ交付サービスは対応していないということでございます。

左下の図は、先ほどと同様過去3年間の発行件数の推移と、その右の図はコンビニエンスストアの発行件数の推移でございます。

では、次のページをお願いいたします。現在はどうなっているのかということで、税証明の交付手続の窓口対応でございます。現在は、これは皆さん御存じかと思いますが、請求者が区役所へ来て、まず①として書面で請求書を記載します。②にマイナンバーカード等で本人確認を行います。次に、③で手数料を受領して、④で証明書を交付するという流れでございます。いずれも接触、対面によるものということでございます。そのため、問題点がございますとおり、3密が発生するほか、現金のみ、対応時間も開庁時間に限られているということで、コロナ禍に端を発する新しい生活様式に対応していないという問題がございました。

なお、その下にあります郵送請求もやっておりますが、こちらの場合、本人確認は署名・押印、本人確認書類の添付、それに手数料として郵便小為替が必要であるという点や、返信用封筒も入れていただくということで御不便をかけているところがございます。

次のページをお願いいたします。そのような問題があるところで、県の電子申請・届出サービスを利用しようと思っていたのですが、電子申請・届出サービスには、公金決済サービスというものがありませんでした。ですので、申請自体はウェブ上でできるのですが、結局証明書の手数料を支払うために区役所に来なければいけな

いという必要がございました。こちらのページは、そのフロー図を描いております。また、市役所側といたしましても、電子で請求した方がいつ来るのか分からない状態で待ち続けなければならないというようなことで、手間も事務の負担も増加していたところがございます。

では、次のページをお願いいたします。以上のようなことを踏まえまして、こちらの手順のワンストップ化を令和3年6月から実施したいと考えておりますが、電子申請・届出サービスの中に、図の中段にございますが、新たに収納代行会社の公金決済サービスを組み込むことにより、電子申請・届出サービスによる受理と、支払、決済を一つにまとめてワンストップ化を図るものでございます。

こちらの流れでございますが、①で請求者がスマートフォンなどから申請を行いますと、専用回線を通じて申請内容がさいたま市へ電子的に届きます。申請内容を市の職員が審査しまして、②の受理通知とともに、③の手数料の請求金額も併せてメールで請求者に連絡することになります。請求者のほうといたしましては、メールに貼り付けされているリンク先を開きますと、決済画面が開きますので、クレジットカード会社を選択して決済していただくことになります。決済が終了いたしますと、④の決済情報が専用回線を通じてさいたま市に連絡されますので、⑤の税の証明書等を自宅へ郵送するという流れになります。

では、次のページをお願いいたします。こちらは電子収納サービスの導入スケジュールでございます。本日御審議いただきまして御承認いただきましたら、すぐ契約手続を行いまして、令和3年6月からのサービス提供ということを想定しております。

では、次のページをお願いいたします。他都市ではどのようにやっているのだということで、その事例なのですけれども、神戸市においては既に導入されているところです。また、次の埼玉県なのですけれども、こちらは私どもに先んじまして、既に電子収納サービスを導入済みでございますので、埼玉県の手続は、申請から決済まで電子上で行うことができているというものでございます。

また、システムは異なりますが、志木市では、スマート申請システムという独自のサービスで税証明の交付を開始しているというところがございます。証明の関係の説明は以上でございます。

では、次のページをお願いいたします。続きまして、2点目の事業でございます。これは、原動機付自転車の標識交付等業務の電子化でございます。原動機付自転車と小型特殊自動車のナンバープレートは区役所等で交付しておりますが、これらの交付に係る事務を電子上で行えるようにすることで、市役所に来なくても、24時間、365日、いつでも手続が行えるようにするというものでございます。



具体的な事務の流れといたしましては、ただいま説明しました住民票等の交付請求と同じでございますが、埼玉県共同システムを利用しまして、最終的にナンバープレートを送付パックによって郵送するというサービスで、ナンバープレートの郵送事務については、神奈川県藤沢市などで導入されていると聞いております。

原動機付自転車の標識交付の説明は以上でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。続きまして、3点目、市民税・県民税の申告及び4点目の送付先変更の資料でございます。電子申請サービスで利用可能な手続に、これから始まる確定申告時期に、市民税・県民税の申告が必要な方もいらっしゃいますので、こちらを追加したいとするものでございます。

個人の市民税・県民税申告は、既にe-Taxという国のシステムでは電子で申請が可能で、所得税の確定申告ができるのですけれども、これとは別に所得税の申告が必要ない方でも、市民税申告が必要な方がいらっしゃいますので、その方について申告をしていただくのを電子でやるということでございます。こちらの申告書の数でございますが、今私どもが受けているのは、右側の表の合計欄を御覧いただきたいのですが、平成31年度で約3万件、令和元年度では約2万9,000件で、実際に郵送による申告が6割を占めているという状況でございます。

資料の中段の枠囲みの中でございますけれども、市のホームページでは、既に市・県民税の作成システムというものはあるのですが、現状ではこれをプリントアウトして郵送で送っていただくというようなことになっております。ですので、こちらを電子申請・届出サービスによることで、電子データのまま提出できるというサービスを追加したいと考えております。

では、次のページをお願いいたします。こちらは個人情報保護体制とありますが、市・県民税の申告では確定申告書と同様、勤め先や家族構成、障害の有無といった様々な個人情報が記載されますので、電子申請・届出サービスの送受信には、専用回線等を用いた暗号化を行うことにより、外部からの盗聴、外部への漏えいを防止しております。電子申請・届出サービスへアクセスができるさいたま市側の端末も制限しまして、権限を付与された最小限の職員だけで操作することとします。

他市の事例でございますけれども、滋賀県の大津市においては、ホームページ上で作成した申告書を、PDFのままシステムで提出できるというサービスを開始していると聞いております。

その下のほうにある、市・県民税申告の電子化の導入スケジュールでございますが、申告書にはマイナンバーを記載することになっておりますので、特定個人情報保護評価書（PIA）の修正を既に行いまして、これに対するパブリックコメントも実施し

ているところでございます。本日の御審議を経て、こちらも御了承いただければ、申告書を送付する2月からサービスを開始したいと考えております。

では、次のページをお願いいたします。市民税・県民税の電子申告による申告書データの流れについて説明いたします。まず、①でございますが、申告者は、市のホームページの申告書作成コーナーでデータを作成します。インターネット上で行えるのは、申告書の数字の入力だけですので、住所や氏名、扶養親族の氏名などは、インターネット上では行えません。それでは、いつやるのだというところですが、今度は自分のパソコン等に数字だけ入力された状態の申告書をダウンロードしていただきます。こちらで初めて個人情報等の記載を行うということでございます。インターネット上で個人情報が漏えいすることを防ぐものでございます。

こうして自分のパソコン等で作成した申告書のPDFデータを、先ほどの電子申請サービスを利用して、さいたま市へ送付していただくということで、内容は暗号化されます。

③でございますが、本市へは専用回線上で提出されますので、なりすましやデータ盗用、外部からの侵入を防ぐことができます。

④のさいたま市に届いた申告書データは、郵送等で提出された紙の申告書と同様、税システムに取り込むということでございます。こちらの申告については以上でございます。

では、次のページをお願いいたします。4点目の業務といたしまして、送付先変更届でございます。こちらは長期入院された方や、御高齢の方が納付書等をお子さんへ送ってほしいといった申出でございます。現在ですと通常は書面を区役所などの窓口へ提出していただくというところでございますが、この届出についても電子申請の届出サービスを利用するほうがなじむのではないかとということで、追加させていただくものでございます。

送付先変更の説明については以上でございます。

では、次のページを御覧いただきまして、こちらは今までのまとめということですが、各種手続のデジタル化による個人情報の流れをまとめたものでございます。インターネット上では、個人情報は全て暗号化されますので、データの盗用、漏えい、データ改ざんの心配はありません。

また、電子申請・届出サービスの利用には、IDやパスワードを設定いただきますので、仮にマイナンバーを使って他人が利用しようとしても、ID、パスワードが分からなければ利用できませんので、なりすましもできないようになっております。

下の表は、それぞれの項目について、主な個人情報を一覧にしたものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。こちらは、本日御審議いただきたい内容をまとめさせていただきました。すみません。リードの部分に3つの案件をまとめて御審議とありますが、先ほど言いましたように4つ事業がございまして、申し訳ございませんが資料を訂正させていただければと思います。

こちら、表の上段で、分かりづらくて恐縮なのですが、上から3段目までが税と住民票等の証明の交付請求の事業、次の4番目に原動機付自転車の事業、次の5番目につきましては市民税・県民税申告、一番下の段が送付先変更届と、この4つの事業のデジタル化について、各それぞれの所管課と、新規開設かどうか、それから開始の予定時期について一覧表にしたものでございます。

次ページ以後は、参考までに各種手続での書面の請求書類を掲載させていただきました。

議長 分かりました。

説明は以上でよろしいですか。

実施機関 はい。

議長 何か付け加えることはありませんか。よろしいですか。

実施機関 はい。

議長 それでは、お聞きしますが、今回は追加分となっているのですが、前にもやりましたか。

実施機関 住民票等については、既に県の電子申請システムで申請はできるようになっているのですが、結局申請していただいても、窓口に来ていただいて交付する必要があります。

議長 そうではないです。この審議会で審議したことがあるかということです。

実施機関 すみません。先ほど冒頭に話しましたように、電子申請共同システムという統一したシステム上で新たに追加された申請手続という意味で、毎回新規の申請手続については追加された追加分という表現で出しております。ですので、今回については初めての審議の案件になります。電子申請共同システム上では追加案件ということになります。

議長 資料の表の変更点のところ、既に開始というのがあるのですが、それはどういうことですか。

実施機関 そのうちの住民票や印鑑証明の請求については冒頭に説明したように、既に平成18年度にこの場において審議していただいて、認めていただいたという経緯がございます。

議長 そして電子収納については新規となっているのですが。

実施機関　　そうです。電子収納というものを追加するといったところで、御審議いただくということになります。

　　ですので、最後の18ページ目に書かれているとおり、例えば税証明交付請求につきましては、電子申請サービスの手続追加分プラス電子収納サービスの2つを併せて新規に御審議いただくということになります。住民票につきましては、既に電子申請サービスについては御審議いただいているのですが、改めて電子収納サービスも追加したいということで、追加で新規に御審議いただくということになります。

議長　　電子収納のところについて、再び手続が追加になるということでもいいのですね。

実施機関　　そうです。

議長　　分かりました。そういうことだそうです。

　　それから、資料の表の一番右の電子収納の欄で、何も書いていないところがあるのは、どうしてなのですか。

実施機関　　手数料が発生しないため、電子収納機能が要らない手続でございます。

議長　　ということだそうです。今までも審議してきたということですが、何かご質問等はございますか。

　　はい、どうぞ。

谷崎委員　　証明書交付のことなのですが、今までだと窓口や郵送だと、本人確認書類を必ず添付したり窓口を持っていったりするのですが、電子申請の場合だと、本人確認はどのように行うのですか。

実施機関　　マイナンバーカードを使って電子署名する形で本人確認を行います。

谷崎委員　　なるほど。そうなのですね。分かりました。

議長　　どうぞ。

内田委員　　先ほど説明いただいた5と書いてある部分なのですが、税証明交付請求手続ということで、右側に問題点が書いてあって、大きな問題点は現在の感染症の問題のようなのですが、その問題が無いとしたら、どういう問題がありますか。

実施機関　　窓口の問題点は、確かにコロナ禍によって生じたものかと思っております。コロナ禍がなければ、3密などは問題ではないかもしれません。ただ、利用者の利便性としては、キャッシュレスで行いたいというような要望はございましたので、いずれはこういったキャッシュレス対応や電子申請対応は必要であったと考えます。また、区役所ですと、どうしても8時30分から17時15分という時間が限られていましたけれども、コンビニだともう少し受付時間が長いのですが、電子申請ができれば、働いている方であっても、休みの日や夜でも手続できるということで、いずれは推進しようと思っていたところでございます。

議長            その他に何かございますか。

                  はい、どうぞ。

桑原委員        個人情報保護の保護体制や安全性を考えていらっしゃるということで、万一漏えいした場合は、どこに責任があるのかというのを教えていただきたいです。

実施機関        万一、システムトラブル等が発生した場合の責任の所在なのですが、まずは例えばなのですが、手続自体に問題があったのか、それともシステム自体に問題があったのかということと、いろいろと原因が考えられると思いますので、発生原因を調査した上で、その辺りの責任の切り分けを行っていくという形になります。

桑原委員        システムに問題があったときは、どこが責任を負うのでしょうか。

実施機関        システムに問題があった場合については、先ほど申し上げたように埼玉県と契約しているシステム上の問題ということになりますので、埼玉県及び因果関係的には本市についても、当然責任を負う形になると考えられます。ただ、本当にシステム自体の不具合なのか、それとも市で行った設定に問題があるのか、そういった調整によっては、システム業者に責任があるのか、それとも市に責任があるのかという責任分界点をはっきりさせて対応していくことになると考えております。

議長            電子計算機の結合先は埼玉県ではなくて、埼玉縣市町村電子申請共同システム運営協議会となっておりますが、それで埼玉県が責任を持つということになるのですか。

実施機関        システム自体の契約は埼玉県で行っています。

議長            結合先は埼玉県でいいのですか。

実施機関        契約自体は埼玉県がメインで契約していますが、結合先は埼玉縣市町村電子申請共同システム運営協議会となります。実際は民間事業者のサーバーのほうに接続しているという形になっています。

議長            それで、埼玉県に責任を持っていけると考えられますか。

実施機関        その場合は、最終的には市のほうで全ての手続を行うという観点からすると、一義的には市のほうに責任は当然あると思っています。ですので、システム上の問題はシステム上の問題として、道義的には市の責任になるのではないかと考えているところです。

議長            道義的かどうかはともかくとして、市が責任を追及されることは当然にあることなので、それをどうやって收拾するかは別ですが、システム自体に問題があるので市に責任ありませんとはなかなか言えないと思います。

実施機関        そうですね。

議長            その他にありますか。

                  はい、どうぞ。

田中委員 ちょっと伺いますけれども、システムでの請求者の決済確認なのですが、資料にはクレジットカード会社のマークが入っていますよね。クレジットカードで支払うということが前提になるわけですか。

実施機関 左様でございます。

田中委員 現金でもできるのですか。

実施機関 現金で支払うことができるのは窓口のみとなってしまいますので、電子申請の中で提供させていただいているのはクレジットカード決済のみとなります。

田中委員 ほとんどクレジットカードでしか支払えないという理解でいいですか。

実施機関 はい。

田中委員 窓口で手続することも当然できるわけですよね。

実施機関 はい。

田中委員 窓口で決済する場合でもクレジットカードなのですか。

実施機関 窓口のほうは、今は現金で行っております。それはこの電子申請とは別に、窓口キャッシュレスというものについては、別途導入を予定しておりますけれども、この電子申請ではクレジットカードで提供させていただいているという形になります。

田中委員 それから、資料の11ページなのですが、原付自転車のプレートがありますよね。この絵は全部さいたま市のプレートになっていますよね。そういうことではなくて、これは単なるイメージですか。プレートはさいたま市になってしまうのですか。

実施機関 電子申請とする場合は、さいたま市ナンバーしか提供できません。区のオリジナルナンバーを希望される方は、区役所のほうで申請いただく形になります。

田中委員 はい、了解です。そういうことですね。今までも北区でとか浦和区だとか、いろんなところでやっているのは、みんなそういう区名が入っていますよね。それが今度は電子申請すれば、さいたま市になるということですね。

実施機関 はい。さいたま市のナンバープレートになります。

田中委員 そういう意味ですね。はい、分かりました。

議長 いかがでしょうか。資料にはたくさん手続が載っていましたが、よろしゅうございますか。

各委員 はい。

議長 では、事故の無いようによろしく願いいたします。

〔実施機関（情報政策部情報システム担当、税制課、市民税課、区政推進部）退室〕

議長 よろしいですか。それでは始めます。

〔実施機関（市民税課、情報政策部 I C T 政策担当）入室〕

議長 ご苦労さまでございます。

それでは、担当者のお名前等を教えてください。

実施機関 市民税課長の野本と申します。よろしくお願いいいたします。

市民税課課長補佐の柴田と申します。よろしくお願いいいたします。

市民税課主査の中村と申します。よろしくお願いいいたします。

情報政策部 I C T 政策担当主査の高橋と申します。よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、簡単な趣旨と、どこを検討するという点があれば、そこを中心におっしゃっていただければ結構です。お願いします。

実施機関 議案第 9 号の地方税賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について、市民税課より説明させていただきます。

まず、特定個人情報保護評価について簡単に説明いたします。資料 1 の 1 ページを御覧ください。特定個人情報保護評価書とは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利、利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを、自ら宣言するものです。

この特定個人情報保護評価書は、評価を実施した後、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとする場合や、直近の公表日から 5 年を経過する前には、評価の再実施をすることとされております。なお、評価の再実施の際は、評価書を公表する前に、パブリックコメントを実施した上で、情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を受ける必要があります。

先ほどの議案第 8 号において御審議いただきましたとおり、このたび、市民税・県民税申告の必要な方が、窓口に行くことなくオンラインで申告できるようにするため、地方税賦課徴収に関する事務において、埼玉縣市町村電子申請サービスの利用を開始します。これに伴い、評価書の内容に埼玉縣市町村電子申請サービスに係る内容を追記等いたしますが、この追記等は評価の再実施が必要となる重要な変更該当するものとされていることから、改めて議案第 8 号の電子計算機の結合とは別の事由により、本審議会での御審議をお願いするものでございます。

資料 1 の 3 ページを御覧ください。今回の評価書の重要な変更の対象となる電子申請サービスの利用開始に伴う修正箇所を一覧表にしたものでございます。今回の評価書改訂では、細かい修正を含めると、この他にも大変多くございますので、要点と

なる事項のみ記載させていただいております。

具体的な評価書の修正内容につきましては、資料4に基づいて説明いたします。資料4の8ページ、資料の通し番号では16ページをお願いいたします。I、個人住民税賦課業務の2、課税資料受付事務の(2)ですが、市民税・県民税申告書について、これまでの紙の申告書に加え、電子申請でも受付を行うよう記載を修正しております。

24ページ、通しでは32ページをお願いします。特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステムのシステム11として、埼玉県市町村電子申請サービスを追加しております。

51ページ、通しでは59ページをお願いいたします。「3. 特定個人情報の入手・使用」の②の入手方法に埼玉県市町村電子申請サービスを追加しております。

68ページ、通しでは76ページをお願いします。特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項15として、埼玉県市町村電子申請サービス提供業務を追加しております。

79ページ、通しでは87ページをお願いします。「6. 特定個人情報の保管・消去」の③の消去方法ですが、電子申請を受け付けるLGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に出力後、速やかに完全消去いたします。

138ページ、通しでは146ページをお願いいたします。本ページ以降において、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について、埼玉県市町村電子申請サービスに係る内容を追加しております。

まず、「2. 特定個人情報の入手」に関するリスク対策についてです。139ページ、通しでは147ページの必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容の「7 埼玉県市町村電子申請サービスからの入手時」に記載のとおり、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請等を防止します。

また、140ページ、通しでは148ページの「リスク3：入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」の「4 電子申請を利用する場合」に記載のとおり、申告者に個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付与してもらうことで、本人確認を実施いたします。

さらに、141ページ、通しでは149ページの「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の「2 電子データに対する措置」の(4)に記載のとおり、埼玉県市町村電子申請サービスと本市との間の通信については、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴や外部への漏えいが起こらないようにいたします。

142ページ、通しでは150ページをお願いいたします。「3. 特定個人情報の使用」に関するリスク対策についてです。143ページ、通しでは151ページの「リスク4：特定



個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の「3 電子申請データ受理用L G W A N 端末」に記載のとおり、アクセス権限を付与された最小限の職員だけが個人番号付電子申請等のデータの保存等ができるよう系統的に制御します。

151ページ、通しでは159ページをお願いします。「7. 特定個人情報の保管・消去」に関するリスク対策についてです。「⑥技術的対策」の「3 電子申請受理用L G W A N 端末における措置」に記載のとおり、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的なパターン更新を行うとともに、埼玉縣市町村電子申請サービスと本市との間は、L G W A N、V P N等の回線を用いた暗号化通信を行います。

また、152ページ、通しでは160ページの「リスク3：特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク」の消去手順の4に記載のとおり、業務終了時の申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認します。主な修正箇所についての説明は以上でございます。

最後に、資料5及び資料6につきましては、昨年11月10日から12月10日にかけて実施いたしましたパブリックコメントの意見募集結果と意見の原文でございます。提出された意見は1件でございました。提出に伴う本市の対応ですが、ご指摘いただいた内容については、評価書の内容に関するものではないため、素案のままいたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

どうもご苦労さまでございました。

何か、お聞きしたいことはございますか。

これは非常に多くのチェック項目があるのはいいのですが、普段職員さんが見るという機会はあるのですか。これを見れば、実際の業務でどんな点に注意すればいいかというのが結構分かると思うのですが。

実施機関

基本的には法律上作成しなければならないとされているものでして、国民・住民の皆様には行政機関や地方公共団体などがこういう安全管理措置を実施していますということを説明するための資料ではあるのですが、職員が参考にするという意味でも、各事務所管課においてどういうことを実施しているかを職員が把握するために使っているところです。

議長

評価されるほうは、何を評価されるのかを知らなければいけないわけだから、そこはこういう点を聞いていたら意味が出てくるのかなと思います。別にそういうことはやっていないのですか。

実施機関

中身のチェックは定期的に各事務所管課で実施しているところでして、この地方税賦課徴収の事務に限らず、今は30の事務で特定個人保護評価を実施しているところで

すが、各事務所管課で内容の定期的な確認というのは行っているところです。

議長 分かりました。

何かございますか。よろしゅうございますか。

各委員 はい。

議長 では、どうもご苦労さまでございました。

〔実施機関（市民税課、情報政策部 I C T 政策担当）退室〕

議長 それでは、休憩を入れます。

再開は3時ぐらいからにしましょうか。

〔休憩〕

---

議案第10号 電子計算機の結合について（埼玉县市町村電子申請共同システム・意見照会漏れ  
となった案件等について）

---

〔再開〕

議長 では、再開いたします。

〔実施機関（情報政策部情報システム担当）入室〕

議長 それでは、議案第10号について、御説明をよろしくお願いいたします。

実施機関 改めまして、情報政策部の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

同じく情報政策部の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

同じく情報政策部の名和と申します。よろしくお願いいたします。

同じく情報政策部の山下と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 それでは、議案第10号の電子計算機の結合につきまして、先ほど説明させていただきました埼玉县市町村電子申請共同システムの意見照会漏れとなってしまいました件について説明させていただきます。

本件の経緯について説明させていただきます前に、1点訂正がございます。お手元の様式第11号の意見照会書を御覧ください。こちらのほうで個人情報の欄、対象者の範囲の欄、あと担当課の欄のところ「平成22年度以降」と書かれておりますが、「平成19年度以降」ということの誤りでしたので、お詫びして訂正させていただきます。

それでは、改めて経緯について御説明させていただきます。埼玉县市町村電子申請共同システムを用いた手続の追加につきましては、平成19年度の第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会におきまして、市民に参加を呼びかけるような行政案内などの募集、申込みといった内容のものを除き、その都度審議会に諮るものとされておりまして、当時の経緯につきましては、資料の別紙1に、当時の議事録を抜粋したものを添付しております。該当する箇所につきましては、10ページに当たります。

しかしながら、情報政策部のほうでは、先ほど議案第8号にて審議いただいた税証

明等の追加案件を準備する中で、平成19年度審議会の結果を改めて認識いたしました。そこで、過去の案件を再調査したところ、追加案件分113件の電子申請手続について、審議会への意見照会を行っていなかったことが判明いたしました。大変申し訳ございませんでした。

お手数ですが、年度ごとの電子申請追加手続の件数につきましては、別紙2の審議会への意見照会に関する電子申請追加手続件数一覧の御確認をお願いいたします。また、手続の詳細に関しましては、意見照会済みの手続につきましては、別紙3を、意見照会が済んでいない今回の113件の手続につきましては、別紙4の一覧を御参照いただければと思います。

では、なぜこの意見照会の漏れが発生してしまったのか、その原因について説明させていただきます。考えられる点としましては、2点ほどございました。まず、1点目としましては、平成19年度の審議会の結果につきまして、ちょうど平成23年度に業務の事務移管がございまして、その際に情報政策部内における業務の引継ぎが不十分であったと考えております。そして、2つ目としまして、この電子申請共同システムにおける電子結合に関しては、利用するシステム、結合相手先に変更がなかったこと、安全性等にも特に問題なかったということがございまして、審議会への意見照会の必要性に関する認識が不足していたと考えております。

このことから、今後の再発防止策でございますけれども、まず平成19年度の審議会の結果につきまして、重要事項としまして情報政策部内でマニュアル等を作成し、引継ぎを徹底いたします。さらに、既に実施しているところではございますけれども、庁内向けの電子掲示板に公開しています申請の受付開始に向けた業務フロー図のところで、今後新たに利用を検討する場合については、収集する個人情報と個人情報保護審議会へ諮問する必要があるかどうかを事前に確認する手順を、令和2年12月28日に付け加えまして、手続所管課への周知も徹底しているところでございます。

つきましては、今後こういった事態が再発しないように、先ほど述べました防止策を徹底いたしますので、平成19年度以降の意見照会が漏れていた別紙4の一覧にございます案件につきまして、御審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長            ということだそうなのですが、何か御質問等ございますか。今の経緯等のお話を含めて何かあればどうぞ。

                  所管が替わったとか何かということもあるのでしょうかけれども、審議会でこういう方針を取ったというよりも、条例のことなのですよ。条例にかかっている問題ではないですか。電子結合の問題ですか。

実施機関       システム運営の電子結合については、平成18年度に一度御審議いただきまして、御

承認をいただいたという経緯がございます。その後、平成19年度、先ほど御説明をさせていただいた中で、手続の案件ごとにその都度報告というか、審議をしてくださいということがありましたので、それが平成22年度の前もきちんとやっていたのですが、その後事務移管が我々のほうにありまして、そのときに引継事項が漏れてしまったということになります。

議長 基本的には個人情報保護条例の第8条に規定する範囲だということでやっているわけだから、結局これは条例に違反したということになってしまいますよね。

実施機関 電子計算機の結合自体については承認されていまして、そこにぶら下げる手続の追加の承認が必要だったということでございます。

議長 どういう個人情報を結合するかというのは、必要なではなかったですか。そうではないですか。だから、1件1件やるというのが原則で、いろいろ問題点があると思うのですが。普通だと、こういった個人情報を結合してしまうのだけれども、たくさんの職員がいれば、どうなのかなと疑問に思う人がいてもいいような感じがするのですが。そういうことも出なかったのですか。

実施機関 その辺の認識が不足していたと言われれば、そこはおっしゃるとおりであると思います。

本来であれば、先ほどの議案第8号のように、議長がおっしゃるとおり、結合する内容であるとか、どういったやり方をするのかといったような部分を理解していただいて認めていただくというのが、本来の姿でありますので、そちらの部分について失念していたということについては、大変申し訳ございません。

議長 やったことはしょうがないのですが、根本的な問題として、個人情報を取扱う電子計算機を結合して処理するということに対して、これはやっていいのかなとか、何か手続が必要ではないかなという感覚の問題だと思うのですよね。誰かが感覚を持っていれば、どこかで調べてみようということになったり、どこかに聞いてみようということになったりしたと思うのですが、そのままずっと行ってしまったところが悪いのかなという感じはあります。さっき教育のことを申し上げたけれども、せっかくこれだけの請求事項があるのだから、こういうものを徹底していれば、これがあるではないとか、そういうようになると思うのですが。

実施機関 思い込みがあったという部分はあるかと思えます。

また、やはり電子結合という考え方として、その結合方法であるとか、先ほどのセキュリティ対策であるとか、そういった部分の機械的な部分の問題点や変更が無ければ問題無いというような、そういった解釈をしてしまったというのが、今回の反省点だと思っております。

桑原委員　この113件というのは、平成22年度以降に埼玉県市町村電子申請共同システムに手続追加したものの全てが113件ですか。それとも逆にそうではなくて、この中というか、これ以外に電子申請共同システムに手続追加しているのだけれども、この審議会にかかっていたというものもあるのですか。

実施機関　そちらのほうは別紙3の照会済みの案件と、今回の別紙4のまだ照会が済んでいないというものがございます。その他には、アンケートですとか、先ほど申しました平成19年度のときの審議のときにも、個人情報を取扱わない手続については特段報告の必要は無いといったような案件もございます。ですので、そういった手続については、今回の表には含まれておりませんが、手続の数としては、まだ他にあります。

桑原委員　意見照会したものと意見照会しなかったものというか、課が全然違うところがあるとか、何か理由があるのですか。

実施機関　そのことについては、別紙2をご覧くださいと思いますが、先ほど申し上げたように、1回目の平成18年度と2回目の平成19年度、それから3回目の平成22年度までは、前所管のほうで意見照会をしていましたが、平成23年度に事務移管がありました。

新しく我々の所管になったときに、電子結合については、先ほど申し上げたように、システムやセキュリティの部分というものは重要視されるのですけれども、この電子申請システムにつきましては、審議会への意見照会が必要であるという指針があるということの引継ぎが漏れていたということになります。

議長　大きなものが決まっているから、そこへ入れ込むのはいいのではないかというように考えてしまったのでしょうか。単純に言うとそういう感じですよ。

実施機関　そのとおりです。

議長　そうすると、今日はどういうことにすればいいのですか。

そちらはどうしてほしいのですか。

実施機関　事後となりますが、お認めいただければありがたいということになります。

議長　将来的にといいますか、今日から以後は別にいいですよ。過去にやったことは、目をつぶって構わないと思うのですよね。ただ、それについては同意ということでもよろしいですか。今日時点のものについては了承ということでもよろしいですか。

過去のことについては、それを同意というわけにいかないでしょうが、そういうことがあったと報告は受けましたということにします。それに対しては、意見を出せるとしてもきちんと教育を徹底していただくところぐらいでしょうか。件数も多いですし、これからさらに過去のもので追加で出てくることはないでしょう。

実施機関　全て確認させていただきましたので、さらに出てくることはございません。

議長 教育をきちんとしていただくということで、御報告は受けましたということにいたします。

実施機関 大変申し訳ございませんけれども、過去の113件につきましては、今回報告という形で、今後も引き続き電子申請の仕組みとして利用させていただければと思います。

議長 それについては、今日からは構わないということにしてしまいます。それはいいでしょう。そこは区別しましょう。今回はこのように同意しないというわけにはいかないでしょうから。

実施機関 先ほどこちらのほうから説明させていただきました、まさに教育という部分において、我々のほうも今回の部分を踏まえて、今後につきましては、先ほど申し上げたように情報政策部内にまずマニュアルという形として残して、引き継げるように徹底させていただきます。

あと、先ほどの議案第8号のように、原課に対しても審議会に諮る必要があるのだといった旨を理解していただくように、庁内にある掲示板というか、周知するシステムがあるのですけれども、その中に電子申請を利用するに当たってというフロー図というものが掲載されているのですけれども、その中で導入段階のときに個人情報が含まれている場合には、審議会に諮るかどうかを確実に確認して、必要であれば、先ほど申し上げたようにアンケートですとか、手続の種類によって違うということなのですけれども、必要であれば審議会へ諮る必要があるというように、お互いにチェックを働かせて、二度と起こさないように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 そういうことでよろしいですか。

手続の追加については了承ということよろしいですか。

各委員 はい。

実施機関 続いて、今後の再発防止という観点もそうなのですけれども、今後の取扱いについてももう一つ御審議いただきたい点がございます。

引き続き今後の取扱いについてなのですけれども、最後の資料を御覧いただきたいと思うのですが、こちらに書かれていますように、今現在国のほうも含めて行政手続のオンライン化というものを進めていまして、平成30年度に国から地方公共団体における行政手続のオンライン化促進に関する指針というものが示されております。市民の利便性向上のため、全国的に行政手続のオンライン化が取り組まれておりまして、また国のほうでは約1万8,000種類の行政手続を、令和7年度までにオンライン化する方針が示されております。

本市におきましても、現在約5,800件の行政手続が存在しておりまして、今後市長を

本部長とします「さいたま市デジタルトランスフォーメーション推進本部」というものを設置しまして、その指示の下、同じように令和7年度までに、原則全ての行政手続をオンライン化することを目標としております。さらに、新型コロナウイルスの感染症拡大防止策の推進ということもありまして、より一層電子申請を利用する手続に急速な増加が見込まれている状況でございます。

そのような行政手続のオンライン化を急速に進めていく状況の中で、電子申請を利用する手続が新たに加わるごとに、電子申請の手続追加に関して審議会の意見照会を行わせていただくという形になるかと思えます。そうなりますと、今後5年間で5,800件もの案件を御審議いただくという形になりますので、委員の皆様にも相当な御負担をかけるということが想定されます。また、隔月で実施される審議会に合わせて電子申請を開始するというやり方になりますと、臨時給付金のような申請は迅速に対応することができずに、市民サービスの低下につながってしまうということも考えられます。

今後、追加される電子申請について使用するシステムは同一のものでありまして、本市との結合を新たに変更することではなく、現在のところ利用している埼玉県下の市町村においても、個人情報の漏えい等の事案は発生していないなど、十分なセキュリティ対策と安全性は確保されているシステムとなっております。

このようなことから、システム本体の変更や結合先の変更をする場合を除き、本件のような行政手続を追加するような場合に限り、審議会への意見照会を省略してよいかどうか、併せて御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長 それは今日やらなければいけないのですか。新しい議題ではないのですか。議案に入っていないでしょう。そうではないですか。審議会で決めなければまずいでしょう。これは議案に入っていないですね。今日は意見照会漏れがあったものを審議してくださいという議案だけだったと思いますが。

それでしたら、例えば意見を求める意見照会をする場合の手続も関連していますが、例えばきちんと審議会に対して意見書照会書を提出する、要求するというのが本来の手続ではないのですか。

事務局 このことについては、議案の一部としても出させていただいたつもりではあるのですが、読み取ることはできないでしょうか。

議長 まずは意見照会としてきちんと出していただく必要があると思います。この市長からの電子結合に関する意見照会に入っているとは言えないと思います。

事務局 情報政策部からも今後の事務に差し障りがあるという話を伺ってまして、まずは照会漏れになった案件ということで御報告した上で、こちらの新たな話をさせていた

だきたいという形でお願いをさせていただければと思うのですけれども、こちらの内容は関連しておりますので…

議長 条例で決まっているのですよ。そんなことでいいのですか。個人情報を取扱うことが確実なものを除外してしまうことはいいのですか。その考え方がおかしいと思っ  
ているのですが、やはり審議会の意見は必要なのです。必要だけれども、審議会としてこれについては了解するとか、個人情報を取扱うのはやむを得ないから、いわゆる包括して事前に了解しますという形のものにしなければ駄目でしょう、条例違反になってしまいますよ。今回の手続は全部個人情報を取扱うということで間違いないでしょう。

そうすると、この審議会を通さないでやったということになったらまずいので、少なくとも電子申請の手続追加については、これは包括して事前に了承するというような形にしなければいけないのではないですか。それは審議会を通さないということではなくて、審議会は通してあって、後で報告してもらおうというようなことにしたらよいのではないですか。そのような方法も考えたほうがいいのではないですか。

実施機関 それでは、先ほど省略させていただきますという話にしてしまったのですけれども、一つの理由としましては、今回のコロナ対応のように急いで支給などをやらなければいけない制度があるということも考えますと、スピード感を持って対応するために、今後につきましては電子申請を使用する手続が追加された際には、先ほどの流れといたしますか、所管課と我々も含めて個人情報が含まれている場合につきましては、審議会にお諮りすると支給などが遅れてしまうということもありますので、事前に書面によって事務局に報告させていただくという形にさせていただければと思います。そうなりますと、たまった分を事後に審議会へ報告させていただくという形になりますけれども、審議会には事後報告するという形で対応するというやり方というのはいかがでしょうか。やはりスピード感を持って対応していかなければいけないという事実もございまして。

議長 それは、埼玉県の電子申請システムを使うものだけです。他の電子計算機の結合もみんなそうやってしまうと…

実施機関 それは、この電子申請システムに限ってのことです。先ほど申しましたようにこの電子申請システムに限っては、埼玉県のシステムという結合先も一切変わっておりませんので、この電子申請を使う手続につきましては、どういう個人情報を使うということについては、事前に開始する前に報告をさせていただきます。ただ、審議会の場で報告するときは事後になってしまうかもしれないのですけれども、そういう形でもよろしいでしょうか。



議長 　だから、包括して事前に同意しておくかどうかの問題なのです。それがなければいいですね。例えば建築確認なんかで道路のこういう幅の空間があればいいですよと、包括的に同意している例はありまして、それはまた審議会で審議、最終的には報告をもらうのだけれども、そういうこともありますから、それは法律違反でも何でもないと思うのです。ただ、条例で規定されていることですから、それを省略したり抜いてしまうというのは問題だと思います。

実施機関 　すみません。省略してしまうという表現が適切ではございませんでした。手続の追加については、我々のほうではなく、各所管課のほうから要望を出していただくのですが、そのような話が出た場合については、同じように速やかに報告させていただくということにいたします。

議長 　包括して行う場合の何か原案みたいなものはありますか。

実施機関 　手続の一覧表という意味でしょうか。

議長 　そうではなくて、例えば埼玉县市町村電子申請共同システムと結合するということについては、あらかじめ包括して了承するという決議を審議会でできるかどうかということになります。

113件の手続については、終わったのだけれども、あとの5,800件あるというから、その問題なのだと思います。

実施機関 　電子申請システム上にこれから5年間で5,800件の手続を原則追加することになります。ですので、その都度となりますと、スピード感を持つという点で、こちらの身勝手な言い方で申し訳ありませんが、そういう部分を早くサービスとして提供していきたいという気持ちもございますので、先ほどの資料、例えば別紙4のような形で申請手続が分かり次第、こういう形で一覧表を作成して報告させていただきますので、事後の報告になってしまうかもしれないのですけれども、早め早めに報告させていただきたいと考えております。

議長 　それではだめなのですよ。何しろ審議会のほうで、そこは了承したと言わないといけないのですよ。条例上そうなっているから、そうしなければならないのですよ。報告で済ませるわけにいかないと思います。ただ、事前に今のようなものについては公益上必要なので、特段の場合を除き事前に了承する。やっぱり特段の場合を除きということを入れざるを得ないと思います。そして、一番近い会議で報告するというのではないと思います。それでいいかどうかは委員の皆様方の御意見によると思いますが。

今川委員 　結合先は1か所で変わらないわけですか。

実施機関 　それは変わらないです。

今川委員 収集する個人情報の内容は、その都度違うわけですか。

実施機関 手続により異なります。

今川委員 それがいわゆる今までに使ったことがないような個人情報を取扱うというようなケースもあるのですか。

実施機関 具体的な個人情報となりますと、各所管課でないと分からない部分があるのですが、今電子申請で手続しているのは、どちらかという行政部門の手続がほとんどですので、例えば建築部門や道路関係の手続は一切無いのです。そちらの手続は今までとは違う個人情報を取扱う可能性はあるのかなというように考えているところです。

今川委員 今までにきちんと承認されている個人情報の内容であれば、同じものを取扱うというだけですよね。であれば、いいのかなというように思います。

議長 個人情報自体を紙媒体で提供することは、審議会の了承も何も要らないのです。そうですね。それでいいのですよね。ですが、電子結合はそれなりの危険性があるから、この審議会です了承を得るのが原則となります。あるいは、いわゆる番号法に基づく特定個人情報の情報提供も審議会の了承も何も要らないものがあるではないですか。それがあられるでしょう。それについては第1号の規定で行ってしまうわけですから、法令等に定めがあるということになります。では、電子結合はどうかということは、そういうものについては電子結合については了承するというような規定でもいいかなと思います。何か整理しておかないといけないと思います。

実施機関 従来の紙の手続などの、もう既にやり取りしている業務を、改めて電子申請にするというものです。

議長 新しい業務でも、情報提供そのものは、審議会の同意がなくてもできるというものがあるのではないですか。それでいけるものは構わないですよという、そういう形のほうが、公益性がはっきりするからいいかもしれない。そうではなくて、情報提供することについても審議会の同意が必要なものは、そこは審議会ですらわなければならないということではないでしょうか。それであれば、電子計算機の結合はできるかもしれない。そういうくくりをつけないといけないと思います。

実施機関 そうです。他の条例なり規則の中で規定している手続を電子化するという意図ですので、そうなります。

議長 どうでしょう。フリーにしてしまうのも嫌なのですが。

藤巻委員 5,800件という件数が多いから、それを省略するというのは、ちょっと何か違うような気がするのです。やっぱり審議会の役割というものもあるわけですから。だから、5年間で5,800件では、単純に割れば1年間で1,100件から1,200件、そういうふうなうま

く分配されればいいでしょうけれども、それをこういう一覧表でもいいと思うのですけれども、それで一通り、どこまで我々が目を通せるか分からないけれども、全然目に触れないで意見照会しなくていいですよねというのは、何か違うような気がするのです。だから、こういうような、前も何かの照会で資料がどさっと来たことがありましたよね。全部目を通せるわけではないですけども、でもやっぱりそれで目に触れることによって、これだけの件数があるのだなという確認もできるので、件数が多いから省略させてもらいたいというのは、ちょっと違うような気がするのです。

議長 　　だから、確認はしないとイケないと思います。最終的に網をつくるかどうかです。その網に引っかかるものは、事前でなくてもいいというようにするかどうかですよ。

実施機関 　私達も省略という表現をさせていただいたのですが、実は過去の経緯を考えると省略するつもりはなくて、どうしてもスピード感を持って対処しなくてはいけない手続がこれから多く発生するといったところで、どちらかと言うと先にやっってしまうと間に合わないというものが往々にしてあろうかと思えます。そういった手続については、何らかの形で書面による報告をしなければならないのかなという認識でいたところなのです。

議長 　　どうぞ。

内田委員 　今、令和7年までなので急がないとイケないという話だと思うのですが、令和7年までというのは国が決めたことであって、実際にはこういう審議会の意見が必要だと思います。ですから、第一義的には審議が必要ということだと思います。その場合に、市民の人たちのことを考えて、審議会の意見を聞いてというように条例になっていますので、これを国が勝手に設けた令和7年というものに合わせるために端折るといっか、そこをおろそかにするというようなイメージを持ててしまいますけれども、令和7年というのはどこまで強力なものなのですか。

実施機関 　令和7年度はあくまでも区切ったものであって、可能であれば、もっと早く電子化したいという思いはあるのです。それが令和6年であったり、令和5年であったりしてもいいというように思っているところなのです。

内田委員 　でも、できない場合は、延びても可能ということではないですか。

実施機関 　そうです。

内田委員 　ですけども、いろいろ審議したほうがいいような気がするのです。

議長 　　今、どうしても急いでいることはあるのですか。

実施機関 　今ですか。

議長 　　その時点でどうしてもやりたいという何かあるのでしょうか。

実施機関 　今は約5,800件あるという事実が分かった段階でして…

議長 今日、明日やらなければいけないとか、1か月、2か月の間にやらなければいけないというのはありますか。

実施機関 今回の段階では、それはないです。ただ、5,800件をどういったスパンでオンライン化しようかと検討しているところです。

議長 こちらの審議会へ来るまでに時間があるでしょうから、もう一度審議会に時間をいただいけませんか。今日の今日で決めてしまうというわけにいかないと思いますよ。いろいろな意見があるところですから。

桑原委員 ちょっと確認したいのですけれども、先程照会漏れとなった案件ということで、第2回の審議会でその都度審議会にかかるものとされていましてという説明がありました。でも、やるのを忘れてしまいましたという説明だったのですけれども、議長の言い方ですと、条例で書かれているのではないかというお話があって、どちらなのですか。条例でそういうふうに諮りましようとなっているから、諮るものなのか、それとも単純に第2回の審議会でそういうふうに決まったから、照会漏れがありましたと言っているのか、どちらなのでしょう。

実施機関 基本的にはシステムというのは、埼玉県電子申請システム以外にもいろいろなシステムがございます。そういうシステムにおいては、電子結合に関する審議の内容というのは、個人情報扱うシステム同士を外部から接続することによって、情報漏えいなどが起きないかといった観点で問題ないかということが審議の一つの要素としてあるので、その中でどういう個人情報を扱っているか、どういうやり取りしているかという部分の検討も必要なのですけれども、結合という観点が重要視されているので、相手先が変わっているとか、システムにおいて新たに全く違うやり方をするという場合を除き、審議会への諮問というのは他のシステムを含め、していないものとなります。

ただ、そうはいいまして、このシステム自体は電子申請という大きな器の中で、このように113件の手続があり、様々な趣旨の手続があります。例えば住民記録システムであれば、住民基本台帳の法律に基づいたものだけというように、一律の個人情報という話になるかと思うのですけれども、電子申請についてはいろいろな個人情報を取扱っていて、その内容も変わってくるものだろうから、その都度審議が必要なのではないかという部分を審議会で指摘されたという認識でした。

ですので、結合という観点であれば、システム自体は今までも変わっていないので、その観点での審議という部分については、簡略化できるのかなとは思いますが、ではどういう個人情報を取扱うかという部分については、様々な手続によって内容が違ふというところで、その部分については議長が先ほどおっしゃいましたように、

そもそも電子化することがというか、その情報を使うことがいいのかどうかという部分の把握もしたいということであれば、それはそのとおりそれぞれやるべきものだという認識です。そういった意味では、本来は審議会へ諮問していかなければいけなかったのだろうなというところだと思っています。

議長 申し訳ありませんが、一度席を外していただけますか。

〔実施機関（情報政策部情報システム担当）退室〕

議長 どうもすみません。

今、この場でこの範囲ならいいですよとか、こちらは駄目ですよというのはなかなか言えないと思います。

やはり、もう一度お話を伺うということにしたほうがよいのではないかと思います。

事務局と事前に打合せした時に、2月に臨時会を開く可能性があるというので、会場を確保しているということでしたが、それはいつでしたでしょうか。

事務局 2月22日の月曜日になります。

議長 委員の皆様、その日の予定はいかがでしょうか。

〔日程確認〕

議長 それでは、2月22日に臨時会を開催して、改めてお話を伺うということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、入室していただいでください。

〔実施機関（情報政策部情報システム担当）入室〕

議長 お待たせしました。

それでは、協議しました結果、2月22日に臨時会を開催することになりました。その時に改めてお話を伺うということになりましたので、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

実施機関 わかりました。

〔実施機関（情報政策部情報システム担当）退室〕

---

#### 議案第11号 要配慮個人情報の収集について（本庁舎駐車場使用許可）

---

議長 では、本日最後の議案となりますが、議案第11号に入りたいと思います。

〔実施機関（庁舎管理課）入室〕

議長 御苦労さまです。

初めにお名前をおっしゃっていただいでから御説明をお願いします。

実施機関 庁舎管理課長の飯島と申します。よろしくお願いいたします。

庁舎管理課課長補佐の三上と申します。よろしくお願ひいたします。

庁舎管理課主査の原田と申します。よろしくお願ひいたします。

実施機関

庁舎管理課が所管しております本庁舎駐車場使用許可において、要配慮個人情報を収集する必要があることから、御審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1ページ目、「本庁舎駐車場使用許可における要配慮個人情報について」を御覧ください。まず、「1. 本庁舎駐車場許可について」を御説明いたします。さいたま市役所本庁舎の駐車場につきましては、これは主に一般の来庁者の車や公用車等のために利用するものとなっております。ただし、車椅子や松葉づえなどの補助具に頼らなければ歩行が困難で、かつ車の運転に支障がない職員については、庁舎管理課による許可を受けた場合に利用することができることとしております。これは、本庁舎駐車場管理要領に基づき実施しているもので、その要領は、3ページ以降に添付しております。

4ページをお願いいたします。第3条の駐車許可証の交付、その中の「2 本庁舎臨時駐車許可証の交付」を根拠としております。

1ページ目へお戻りください。次に、「2 本庁舎駐車場使用許可における個人情報の取扱いについて」を御説明いたします。本庁舎駐車場管理要領に基づく使用許可申請の内容には、氏名、住所等の個人情報のほか、医師の診断書、身体障害者手帳の写し等の要配慮個人情報も必要となります。このような個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事務開始届が必要となりますが、当課において届出状況を改めて確認したところ、その届出が漏れていたことが判明いたしました。また、本件における要配慮個人情報は、本市個人情報保護条例第5条第2項第2号に当たるものとなり、情報公開・個人情報保護審議会への意見照会も必要でしたが、そちらも行っていないことが判明いたしました。

次に、「3. 再発防止及び意見照会について」を御説明いたします。再発防止対策として、今後新たに個人情報を取り扱う事務を開始するときは、個人情報取扱事務の届出を確実に行うとともに、個人情報取扱事務の届出状況についても定期的に確認いたします。また、当課において取扱事務を再度確認したところ、この他に届出漏れがあった事務はなかったことも併せて報告いたします。このような再発防止策を踏まえた上で、改めて条例第5条第2項第2号の規定に基づき、本庁舎駐車場使用許可に関する要配慮個人情報の取扱いについて御審議をお願いするものでございます。

議長

何か質問があればお願ひします。何か御質問等はございますか。

結局、届出がなされていないものがあったということが分かったということですね。

実施機関　　そうです。

議長　　分かりました。個人情報の内容は、資料に書いてある内容ということでよろしいでしょうか。

          何か他に御質問等がございますか。よろしいですか。

各委員　　はい。

議長　　それでは、この件については、同意するということにしたいと思います。

実施機関　　ありがとうございます。

議長　　よろしく願いいたします。

          〔実施機関（庁舎管理課）退室〕

---

## 報告事項

### （１）個人情報取扱事務の報告について

議長　　では、報告事項をお願いします。

事務局　　それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告について説明させていただきます。

          資料の（１）を御覧ください。こちらは、令和３年１月５日付の市長から本審議会への報告になります。こちらは、令和２年１１月１日から１２月３１日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書、廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が２５件、変更が２６件、廃止が１４件となります。なお、各届出書については、５ページから７０ページに掲載されております。

          報告は以上となります。

議長　　ありがとうございました。

          よろしいでしょうか。

各委員　　はい。

事務局　　では、これは了承ということになります。

---

### （２）その他

事務局　　もう一つ資料がありまして、個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について説明をさせていただきます。

          本件につきましては、前回１１月の審議会において、Ａ３版の資料について指摘事項がございましたので、資料を修正して報告するものでございます。修正箇所でございますが、右側「改善後」の枠の中にある表に「添付する本人確認等書類」という項目の説明内容となります。御指摘の内容につきましては、この項目の中に身体障害者等の方々に関する措置を独立した内容で記載してしまうと、身体障害者等の方々を差別

しているような誤解を招くおそれがあるという御指摘でしたので、その御指摘を受けまして該当箇所を修正いたしました。

その修正内容を御説明いたしますので、A3版の資料を御覧ください。該当箇所は、右側の表の「添付する本人確認等書類」の内容となります。こちらでは、「本人申請」または「代理人申請」で大きく分類をさせていただき、原則添付書類には請求者の運転免許証やパスポート等のほかに、住民票の写しが必要となることについて記載をしております。その上で、例外として、病気または身体の障害等の理由により当該請求者の来庁が困難なときは、住民票の写しではない書類でも請求できる旨を記載いたしました。

その他に、御指摘を受けました任意代理人が請求人となった場合の注意書きについても、表の下部の米印のところに追記をさせていただいております。

資料修正に関する報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

---

### 3 その他

事務局 ありがとうございます。

来年度の審議会の日程についてお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次回の審議会でございますが、先ほど臨時会を開催するというので、2月22日の月曜日、1時30分から市役所2階の特別会議室ということで予定をしております。開催通知につきましては、また改めて送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。